

## 平成23年第2回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成23年6月7日（火曜日） 午後 1時00分開議

- 第 1 議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例の制定について  
(いきいきふるさと常任委員会審査報告)
- 第 2 議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算  
(いきいきふるさと常任委員会審査報告)
- 第 3 議案第42号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 4 議案第43号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第 6 農業委員の推薦について
- 第 7 発議第 3号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める  
意見書（案）
- 第 8 閉会中の継続調査について

### ○出席議員（8名）

1番 宮崎泰宗君	2番 細谷久雄君
3番 本多夕紀江君	4番 東海林繁幸君
5番 星川三喜男君	6番 山本得恵君
7番 柳澤雅宏君	8番 村山義明君

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	遠 藤 義 一 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	小 林 生 吉 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
保 健 福 祉 課 長	石 川 篤 君
保 健 福 祉 課 主 幹	吉 田 智 一 君

教 育 次 長	柴 田 弘 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国保病院事務長	青 木 彰 君
国保病院事務次長	長 尾 享 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午後 1時00分）

◎議案第40号～議案第41号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例の制定の件及び日程第2、議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件を一括議題とします。

本件について、いきいきふるさと常任委員会委員長の審査報告を求めます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） 中頓別町議会議長、村山義明様。  
委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号1、議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例の制定について。

事件番号2、議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算。

審査の結果、2議案とも原案可決でございます。

なお、審査に当たり当委員会では次の意見を集約しましたので、報告いたします。

1つ、自治体の行政運営は法律や条例に基づき行われなければなりません。その条例を制定するのは、町民の代表者で構成される議会です。あくまで要綱は行政内部の事務手続を定めたものであり、町民に身近で継続性のある政策は要綱ではなく極力条例を定めるように求めます。

2、天北線代替輸送確保基金は年々減少し、3億円を切ろうとしています。このままでは、近い将来枯渇が見込まれることから、路線や運行手段の見直しをすべき時期に来ていると考えます。

3、このたびの議案には各課からわかりやすい説明資料が提出され、委員会審議も非常にスムーズに進みました。今後とも同様の措置をとられるよう要望いたします。

以上であります。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基本条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例の制定の件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例は委員長報告のとおり可決されました。

引き続き、議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより議案第41号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎議案第42号

○議長（村山義明君） 日程第3、議案第42号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第42号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第42号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,216万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明をいたします。7ページをお開きください。1款総務費、1項

総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額に126万円を追加するものでございます。内容につきましては、委託料で国保連合会連携インターフェイス変更に伴う国保システム改修業務委託料であります。これは主にレセプトの電子化対応ということでございまして、実はこれは昨年12月に、22年の第4回定例会に計上させていただいたのですが、計上後に国から通知がありまして、12月中にこの事業を行わなければ補助金がつきませんということで通知がありました。よって、22年度はこの予算を執行しないで補助金がつく本年度、今回新たにまた再度計上するものでございます。

次に、8ページをお開きください。9款諸支出金、2項繰出金、次「80」となっておりますが、大変申しわけありません。これを「1」に直していただきたいと思っております。1目直営診療施設繰出金につきましては135万4,000円を新たに計上するものでございます。内容につきましては、28節繰出金で直営診療施設繰出金として135万4,000円を計上するものでございまして、この内容につきましては除細動器、腰椎頸椎牽引器、血圧計など病院の機械備品購入に対する繰出金でございます。

5ページをお開きください。歳出合計、既定額に261万4,000円を追加して3億2,216万3,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明をいたします。6ページをお開きください。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、既定額に261万4,000円を追加し、3,249万9,000円とするものでございます。内容につきましては、歳出でご説明をいたしました2件につきまして特別調整交付金として交付をされるものでございます。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に261万4,000円を追加して3億2,216万3,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第42号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第43号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第43号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、青木病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第43号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条ですが、済みません。資本的収入となっていますけれども、これは収益的収入ですので、「資本」を「収益」に直していただきたいと思います。申しわけありません。第2条、収益的収入及び支出、収入及び支出それぞれの既決予定額に31万5,000円を追加し、5億243万5,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出、収入について既決予定額に510万1,000円を追加して2,671万3,000円とし、支出については580万9,000円を追加して4,903万4,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額2,232万1,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第4条、企業債、起債の目的は医療機械器具購入事業で、限度額170万、起債の方法は証書による借入れで、利率は3%以内、償還の方法は借入れ先の融資条件または借入れ先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができるとするものです。

2ページをごらんいただきたいと思います。第5条、他会計からの補助金、既決予定額に204万7,000円を追加して8,428万8,000円とするものです。

内容についてご説明いたします。まず、収益的収入及び支出についてご説明いたします。6ページを見ていただきたいと思います。1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費で31万5,000円を追加するもので、内容は医師確保のため民間の医師紹介業者の医師求人サイトへの広告掲載料1年分であります。これは、昨年から掲載しておりまして、その継続を予定しております。

続いて、収入についてご説明いたします。1ページ戻って5ページを見ていただきたいと思います。1款病院事業収益、1項医業収益、2目外来収益で31万5,000円を追加するものです。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。7ページを見ていただきたいと思います。まず、支出ですが、1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費の機械備品購入費で580万9,000円を追加し、合計4,903万4,000円とす

るものです。購入を予定している機械備品購入の内容について、先ほど説明資料をお配りしましたので、そちらでご説明をしたいと思います。所管部署も入れていますが、まず病棟のほうですけれども、除細動器1台ということで、心肺停止時等の救急処置対応ということです。現有機器は、平成6年に購入したもので非常に古く故障も多く、いざというときの対応に不安があるということで購入を予定させていただきました。続いて、電動ギャッジベッドですけれども2台、医療介護用の低床の電動ベッドでございます。昭和57年当時のベッドの老朽化等ということで入れかえを年次的にしてきておまして、今年度2台を予定させていただきました。それから、床頭台ですけれども、5台ということで、入院患者用の収納ボックスですけれども、貴重品も保管できるようにということで、かぎもつけられるものを予定しております。これも老朽化により入れかえを順次ということで昨年からしておまして、昨年10台を入れていただきまして、今年度5台という考え方でおります。それから、エアマットですけれども、3台ということで、これも老朽等により故障も多くて現在使えないものもあるわけですけれども、寝たきりも非常に多いということで、褥瘡防止を考慮したものということでございます。次に、外来のほうですけれども、血圧計ということで1台、自動血圧計ですけれども、これも非常に古いものでございまして、壊れれば修理不能ということで、今病棟との兼用でやりくりはしてございまして、台数不足の解消を図っていききたいということです。それから、物療のほうで腰椎頸椎牽引装置ですけれども、これも非常に古くて一部使えていない機能もございます。患者様への対応もございまして、入れかえをしたいということです。それから、エックス線部門ですけれども、防護衣ということで2枚、これも老朽により入れかえということで、昨年2着更新をさせていただいておりますので、今年度2枚ということで対応していきたいということであります。あと、財源内容については補助金が該当するものあるいは起債が該当するもの、補助金、起債も該当しない単独のものということで分けてございまして、補助金で135万4,000円、起債で過疎債、病院事業債170万ずつというふうな分け方をしております。

収入についてご説明をいたします。今ご説明しました機械備品の購入に係る補助金あるいは起債について予算計上をさせていただきました。1款資本的収入、1項出資金、1目一般会計出資金で204万7,000円、内訳は過疎債分170万、それから単独備品に係る一般会計負担分ということで34万7,000円を計上させていただいております。それから、他会計出資金ですけれども、先ほど国保会計の中でも説明ありましたが、国からの国保調整交付金、補助ですけれども、135万4,000円計上させてもらっています。

それから、2項企業債、1目企業債では病院事業債ということで170万円を追加するものです。

収入合計では、補正予定額510万1,000円を追加して2,671万3,000円とするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎諮問第1号

○議長（村山義明君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別43番地。氏名、大場玲子。生年月日、昭和15年8月27日生まれの70歳であります。

大場玲子さんは、平成18年1月から人権擁護委員として活躍されており、今までの経験を生かしていただき、町民の人権を守るためにご協力を賜りたいと考えておりますので、議会のご意見をいただきたいと存じます。

なお、活動実績について若干ご説明を申し上げたいと思いますけれども、人権擁護の相談件数はほとんどありません。ゼロであります。啓発活動の従事回数は18年から22年まで平均すると大体4件から5件ぐらいであります。また、研修会等の出席回数はそれぞれ毎年開催されておまして、それに出席をしていただいております。そういうような状況で、相談件数がほとんどゼロということでございますけれども、人権擁護委員を置かなければならないという立場上、ぜひご意見をいただいて大場さんを推薦をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます、このように思います。

ここで意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長（村山義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり適任と答申したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件はお手元に配りました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

◎農業委員の推薦について

○議長（村山義明君） 日程第6、農業委員の推薦の件を議題とします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号に基づき、議会が農業委員を推薦するものです。

お諮りします。議会推薦の農業委員は1人とし、議長において指名したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は1人とし、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。農業委員に石井雄一さん、中頓別町字豊平在住を指名したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は石井雄一さんとすることに決しました。

◎発議第3号

○議長（村山義明君） 日程第7、発議第3号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書案の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 発議第3号。

平成23年6月7日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、中頓別町議会議員、細谷久雄。

住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を  
求める意見書（案）

現代社会における住民のくらしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素と言えます。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的な人権の一つであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割です。

平成22年6月22日に政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つとしています。地方運輸局は、ご存じのとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っています。

こうしたなかで、3月11日に発生した東日本大震災にかかわっては、東北地方の出先機関で働く職員のみならず、全国の出先機関から派遣された職員とともに、本省（国土交通省）と一体となって被災地支援・復興にむけ全力でとりくんでいます。今回の大震災にみられるように、国民の生命を守り、暮らしの安心と安全を確保することは国の責任であり、同時に、国と地方のそれぞれが責任を持ち役割を果たすことによって、国民の生命と人権を守ることができるものと考えます。

行政をどこが担うか考えるとき、住民の安全・安心なくらしにとって相応しいのはどこなのが重要な視点となります。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることに異論は無いものの、自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあつては、地方自治体が行うよりも国の方が効率的、効果的に担えるのは明らかと言えます。

そもそも、交通運輸行政は地方と国の二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、基本的人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することは勿論、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要と言えます。

つきましては、下記の事項について実現されるよう要望します。

記

1. 震災復興と被災地対策をはじめ、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任をもって直接実施すること。
2. 住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
3. 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月7日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（村山義明君） 日程第8、閉会中の継続調査の件を議題とします。

いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎閉会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の会議を閉じます。

平成23年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

(午後 1時33分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員